

原子力事業者防災業務計画修正の要旨（原子力科学研究所）

1. 目的

原子力災害対策特別措置法第7条第1項の規定に基づき、原子力科学研究所の原子力事業者防災業務計画に検討を加え、修正することで適正化を図ります。

原子力災害対策指針等の改正に伴い、以下の修正を行いました。

2. 修正した日

平成30年1月22日

3. 協議した自治体

茨城県、東海村

4. 主な修正の内容

(1) 原子力災害対策指針、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則及び原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令の改正に伴う修正

- ① 緊急時活動レベル（EAL）の設定
- ② 緊急時対策所の整備・維持に関する事項の追加
- ③ 原子力施設事態即応センターの整備・維持に関する事項の追加
- ④ 原子力事業所災害対策支援拠点の選定及び当該拠点における原子力防災資機材の整備に関する事項の追加
- ⑤ 原子力緊急事態支援組織の体制及び運用に関する事項の追加
- ⑥ 通報連絡等様式の見直し

(2) 組織改正による名称の変更等に伴う修正

- ① 「茨城地方放射線モニタリング対策官」の廃止及び「上席放射線防災専門官」の新たな配置
- ② 原子力規制委員会の組織改正に伴う組織名の変更

(3) その他、所要の見直し

以上

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画の概要

第1章 総則

防災業務計画の目的、用語の定義、計画の運用にあたっての基本的な考え方及び修正する場合の手続き等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(2) ①

第2章 原子力災害事前対策の実施

原子力科学研究所の原子力防災組織・体制の整備、原子力防災管理者等の職務、原子力防災組織の運営、緊急時対策所・原子力施設事態即応センター・原子力事業所災害対策支援拠点の整備及び機能の維持、放射線測定設備・気象観測設備・原子力防災資機材・防災活動で使用する資料の整備、原子力防災教育・訓練の実施及び原子力緊急事態支援組織を含む関係機関との連携等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(1) ②、③、④、⑤
(2) ①、②

第3章 緊急事態応急対策等の実施

緊急事態等の区分（緊急時活動レベル）に応じた通報・連絡等の初期対応、応急措置の実施、原子力災害合同対策協議会との連携、原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(1) ①、②、③、④、⑤、⑥
(2) ①、②

第4章 原子力災害中長期対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後における復旧対策の実施並びに被災復旧のための原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

第5章 その他

他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の支援・協力について記載しています。

以上